上田市学校給食センター
給食用物資納入業者指定要綱

改正　令和４年１月１日

（目的）

第１条　この要綱は、学校給食用物資納入業者（以下「業者」という。）の指定に関し、円滑かつ適正な物資納入を図るために必要な事項を定める。

（申請手続）

第２条　業者の申請手続きは、次のとおりとする。

(1) 申請期間　毎年１月１０日から１月末日まで

(2) 申請時の提出書類　学校給食用物資納入業者申請書（第１号様式）

（指定基準）

第３条　業者（団体にあっては加入者全員）の指定基準は、次のとおりとする。

(1) 立地条件

営業拠点が上田市内にあること。ただし、必要物資で調達困難な物資を扱う業者はこの限りでない。

(2) 衛生状況

ア　保健所の監視評点が、良好であること。

イ　従業員の健康管理が、十分に行われていること。

ウ　製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備が完備していること。

(3) 供給能力

ア　仕入、製造及び加工能力を有し、発注量を供給できること。

イ　指示する日時に納入ができること。

ウ　納入物資は提出された見本と同一の物でかつ発注書記載の物とし、量目も正確であること。

(4) 信用状況

ア　事業経歴及び経営状態が良好であること。

イ　食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。

ウ　納税義務が履行されていること。

(5) その他

ア　物資納入に当たり発注者が指示する事項を遵守できること。

（指定通知）
第４条　指定申請のあった業者については、上田市学校給食用物資納入業者指定委員会（以下「指定委員会」という。）の審査を受け、承認を得た後所定の手続きを経て指定を決定する。
２　指定委員会の承認を得た業者に対して、学校給食用物資納入指定業者通知書（第２号様式）を発行する。
３　指定通知書を受けた業者は、誓約書（第３号様式）及び印鑑証明書を教育長に提出しなければならない。ただし、組合組織等の団体の業者においては、組合員全員の委任状（第４号様式）及び印鑑証明書もあわせて提出しなければならない。
４　前項の手続きを完了した業者は、業者指定台帳に登載する。
（指定物資以外の指定）
第５条　第４条の規定により指定を受けた納入業者が、指定物資以外の物資の納入を希望するときは、学校給食用指定物資追加申請書（第５号様式）を教育長に提出しなければならない。
（年度途中の指定）
第６条　学校給食用物資の円滑な納入を図るため、指定委員会が特に必要と認める場合は、年度の途中において追加指定することができる。
（指定期間）
第７条　指定有効期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年間とする。
２　年度途中に指定した場合の有効期間は、指定の日から年度の終了までとする。
（指定の取り消し）
第８条　指定有効期間内といえども誓約に違反し、又は指定委員会において不適当と認めたときは、指定を取り消し、又は一時停止処分をすることができる。
（その他）
第９条　この要綱に定めのない事項については、そのつど指定委員会で決定する。

附　則
この要綱は、昭和５６年２月２４日から施行する。
附　則
この要綱は、平成５年２月１７日から施行する。
附　則
この要綱は、令和４年１月１日から施行する。